



# 町税に関するお知らせ

■お問い合わせ先 町民課税務班 (TEL29-3904)



## 納付方法

- ①納付書・・・コンビニエンスストア・Pay Pay等での納付も可能です(30万円未満・納期限内)。  
※令和5年度から納税通知書の様式が変更になります。
- ②口座振替・・・納め忘れを防ぐ便利な納付方法です。ぜひご利用ください。
- ◎「町・県民税」「国民健康保険税」の年金からの特別徴収(年金天引き)  
令和5年4月1日現在65歳以上で一定の要件に該当する方は年金から特別徴収されます。



## 固定資産税

納税通知書発送の際に明細書を同封しています。記載されている土地の地目変更、家屋の増築・取り壊し、所有者の変更等がありましたらお知らせください。

《固定資産税の減免要件》～納期限前の固定資産税が対象・毎年度申請が必要

- ①生活保護受給者が所有する自己居住用固定資産
- ②災害や火災などにより著しく減じた固定資産
- ③公益のために直接占有する固定資産



## 軽自動車税

農耕作業車・小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無にかかわらずナンバープレート取得手続きが必要です。

《軽自動車税の減免対象車両》～申請期限:納期限前7日(令和5年度は5月24日(水)まで)

- 4月1日現在身体に障がいのある方、または知的障がい、精神障がいがある方が所有している車両(ご本人が18歳未満の場合は常時介護する方が所有する車両)。

※減免を受けることのできる車両は、普通自動車を含め1人につき1台です。

※障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。毎年度申請が必要です。

その他対象となる車両・要件の詳細は町民課税務班までお問い合わせください。



## 国民健康保険税

令和5年度より国保税率及び納期が10期から9期に変更になります。  
詳しくは6月発行国保特集号をご覧ください。

## 納税通知書発送時期と納期限

納税通知書の種別	発送時期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税	6月上旬		1期		2期		3期			4期		
固定資産税	5月上旬	1期		2期					3期		4期	
軽自動車税	5月上旬	全期										
国民健康保険税	7月上旬			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期